

令和5年度 主要重点施策の上半期における実施状況等

～ 令和5年度 第1回岩手地方労働審議会資料 ～

1 誰もが働きやすい職場づくり	2～ 14
2 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進	15～ 17
3 多様な人材の活躍促進	18～ 26
4 広報の取組みについて	27

注) 1 表の右肩の丸で囲んだ数字は、「令和5年度行政運営方針」の該当ページを表す。

注) 2 特にことわりのない場合は令和5年9月末現在の数値。

岩手労働局

1 誰もが働きやすい職場づくり

1 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

P 6

(1) 賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

業務改善助成金申請状況

通常コース

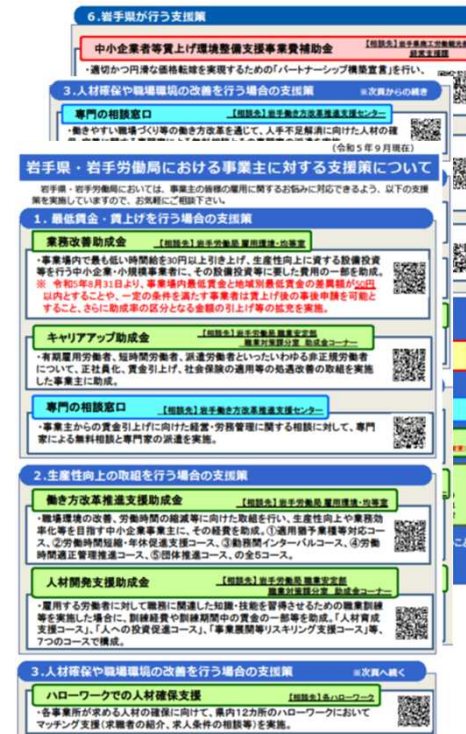
	令和5年9月末	令和4年9月末	(参考) 令和4年度計
交付申請件数	86	47	117
交付決定件数	46	22	96

特例コース

	令和5年9月末	令和4年9月末	(参考) 令和4年度計
交付申請件数	13	1	46
交付決定件数	12	4	31

- 岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について（リーフレット）

- 業務改善助成金（R5.8.31改訂版）



上期における実施状況

- 労働局と岩手県の支援制度等をまとめた「岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について」（リーフレット）を作成し、双方の幹部等が経営者団体、商工団体、労働組合を訪問し周知要請を行った。また、ハローワーク幹部が各自自治体を訪問し周知要請を行った。

- 制度の活用促進のため下記のとおり周知協力依頼の文書要請を行った。

地方公共団体（34）、労働組合（2）、経営者団体・商工団（38）、業種・業界団体（217）、報道機関（21）、計312

- 県内事業場1,676社にダイレクトメールを送信し直接的な周知活動を行うとともに、最低賃金引上げの周知に併せ、文書及び労働局独自作成リーフレット等により周知広報を行った。

下期への対応

- 引き続き助成金の活用について周知するとともに、各種会合等の機会をとらえ、制度説明及び周知に努める。
- 最低賃金引上げに関する当局所掌の支援制度（助成金制度等）の他、中小企業庁・よろず支援拠点等と連携した周知広報等を行う。

1 誰もが働きやすい職場づくり

1 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

P6~7

(2) 最低賃金制度の適切な運営

(3) 未払賃金立替払の確実・迅速な実施

上期における実施状況

- 最低賃金審議会の運営に当たり、公労使の議論を深められるよう積極的に情報収集を行い、審議会委員に対して提供を行うなど最低賃金審議会の円滑な審議運営に努めた。
- ポスター及び各種リーフレットを送付し、県内全33市町村広報誌への掲載を依頼、県内の行政機関、商工団体、労働者団体、使用者団体、事業者団体及び教育機関等に広報依頼を行った。

下期への対応

- 特定(産業別)最低賃金の審議についても、経済動向及び地域の実情などを踏まえた調査審議が円滑に行われるよう、積極的に情報収集を行い、審議会委員に対して提供を行う。
- 岩手県最低賃金について、特定(産業別)最低賃金の改正決定に併せ、再度マスコミへの発表を行うとともに、岩手県及び各市町村広報誌(紙)へ記事掲載依頼を行う。
- 最低賃金の履行確保を図るため、令和6年1月から3月までの間に最賃監督を実施する。

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人ためのルールです。

岩手県 最低賃金

令和5年
10月4日
から
時間額

893 円

前年比
39円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関する特設サイト	最低賃金に関するお問い合わせは岩手労働局または最寄りの労働基準監督署へ	賃金引上げ特設ページ	中小企業事業者の皆さんへ
賃金引上げに合わせた労務管理を実施しています。			業務改善助成金
			最大 600万円を助成

1 誰もが働きやすい職場づくり

1 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

P 7

(4) 家内労働対策の推進等

上期における実施状況

○家内労働委託者あて「家内労働のしおり」及び「家内労働あんぜんサイト」を送付し、家内労働手帳の交付など家内労働を委託する際に必要な手続き、災害防止対策について周知を図った。

○家内労働委託者あて「岩手の最低工賃（最低工賃金額表）」を送付し、岩手県既製洋服製造業最低工賃（令和4年6月1日改正）及び岩手県電気機械器具製造業最低工賃（令和3年6月1日改正）について、周知広報を行った。

家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～



厚生労働省



下期への対応

○委託者に対し、家内労働手帳の交付、委託条件の明確化、危害防止措置の徹底等について、監督指導等機会あるごとに制度の指導・周知を行う。

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 7～8

(1) 長時間労働の抑制

○岩手働き方改革推進支援センターの活動



岩手働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、
社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労働管理上の相談に応じています。
相談無料、秘密厳守です。

活動内容	令和5年9月末
個別訪問支援	318
出張相談	61
セミナー	22
電話等の相談	262

SNSアカウントはコチラ

センターからのお知らせ

- 2023.08.03 【しごとフェア2023に参加しました】
7月6日、二戸市雇用開発協会主催の合同企業説明会「しごとフェア2023」に参加しました。当日は事業主さまに実施している働き方改革の取組についてお話しし、当センターの専門員から「労働者にアピールできるポイント」をアドバイスする機会を設けていただきました。
- 2023.08.03 【就業支援の受け付けが始まりました】
当センターでは随時、働き方改革、2024年問題を含めた労働時間短縮、同一労働同一賃金、ハラスメント防止対策等の相談を実施しています。最近では8月28日に大船渡市雇用開発協会様で「働き方改革の進め方について」をセンター員が講演してあります。興味があればお問い合わせいただけます。
- 2023.06.12 【オンラインで相談を始めました】
令和5年度より当センターの専門員とオンラインでの相談が可能になりました。
事前のご予約が必要になりますので、お問合せフォームの「お問合せ内容」の欄に2～3つの候補日と時間、相談したい内容、ご使用になるオンライン方法(Zoom、Meet等)をご記入いただき、お問合せください。
- 2023.04.01 【令和5年度は、4月7日より開始いたします。】



○働き方改革推進支援助成金

	令和5年9月末		令和4年9月末		(参考)令和4年度計	
	交付申請件数	交付決定件数	交付申請件数	交付決定件数	交付申請件数	交付決定件数
労働時間短縮・年休促進支援コース	12	9	40	25	48	48
業務間インターバル導入コース	0	0	2	0	2	2
労働時間適正管理推進コース	0	0	2	1	4	4
団体推進コース	4	4	5	5	6	6
適用猶予業種等対応コース（新規）	3	1	-	-	-	-

上期における実施状況

- 岩手働き方改革推進支援センターでは、窓口相談や訪問支援の他、HPやFacebookによる周知広報、セミナーなど、創意工夫した活動を展開した。
- 岩手労働局HPへの掲載や経営者団体・業種別団体等4団体を訪問及び時間外労働上限規制適用猶予業種の事業所124社にダイレクトメールを送付することなどにより、岩手働き方改革推進支援センター利用勧奨や助成金制度の活用促進を図った。

下期への対応

- 岩手働き方改革推進支援センター事業については、経営者団体・業種別団体等とのタイアップによる対面式セミナーや、参加者相互の課題解決を目的としたワークショップの開催、相談や訪問への継続的な支援及び事業主へのフォローアップ等、引き続ききめ細かな支援による活動を展開する。
- 助成金制度については、引き続き制度の周知を行い活用促進に努める。

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 7~9

○長時間労働の是正等の取組(9月末)

上半期の監督実績	監督件数	違反件数	違反率
全体	746	361	48.4%
長時間労働対策	31	23	74.2%
労災請求	5	2	40.0%
労働条件確保対策	164	108	65.9%

上期における実施状況

- 令和5年度は、上記表のとおり長時間労働が疑われる事業場に対して監督指導を実施した
- 労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施した。
- 時間外労働の上限規制適用猶予業種等に対して上記表のとおり労働時間等説明会を実施し支援を行った。
- 監督指導において、年次有給休暇の取得促進等について確認を行い必要な指導を行った。
- 36協定届出事業場に対する窓口指導のほか、36協定未届事業場等に対する相談支援等を実施した。

○時間外労働の上限規制適用 猶予業種等への説明会(9月末)

上限規制適用猶予業種等説明会	実施回数
建設業	14
自動車運転者	7
医師	10
中小企業等労働時間	12



下期への対応

- 引き続き、長時間労働が疑われる事業場、労災請求が行われた事業場に対する監督指導、年次有給休暇の取得促進等に係る指導を実施するほか、36協定届出事業場等に係る窓口指導等を実施する。
- 働き方改革関連法に関して、自動車運転者、医師、建設業等に係る時間外労働の上限規制の適用の周知については、「労働時間相談・支援班」等による積極的な訪問支援や集中的な説明会等を引き続き実施する。
- 11月の過労死等防止啓発月間には、過重労働が疑われる事業場に対する監督指導、労働局長によるベストプラクティス企業訪問、過労死等防止対策推進シンポジウム、全国一斉過重労働解消相談ダイヤル等を実施する。

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 10~11

(2) 労働条件の確保・改善対策

○法定労働条件の確保・改善対策及び安全衛生対策(9月末)

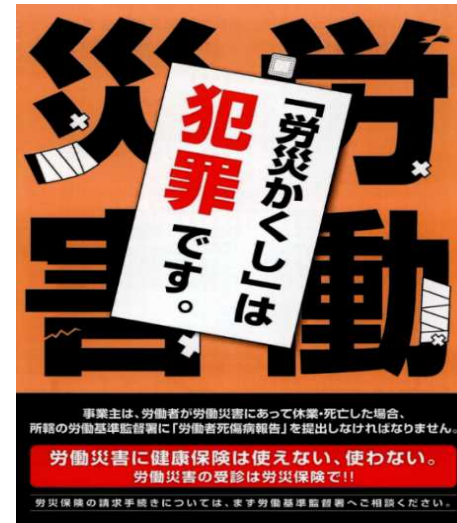
上半期の監督実績	監督件数	違反件数	違反率
自動車運転者	26	19	73.1%
外国人・実習生	12	12	100.0%
労災かくし	2	1	50.0%
安全衛生対策	255	180	70.6%

○パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ(以下「パートナーシップパッケージ」と表記)

- ①「賃金引上げに向けた取組について」交付 639件
②公正取引委員会・中小企業庁・国土交通省への通報 0件
(9月末) (確認シート交付 93件)

上期における実施状況

- 基本的な労働条件確保に向けた監督指導を実施した。
- 外国人・技能実習生、自動車運転者等、特定分野における労働条件確保対策、また、労災かくしの排除に向けた監督指導を実施した。
- 工場、建設現場等における機械・設備や化学物質、作業環境等の安全衛生対策の状況を主眼にした監督指導を実施した。
- パートナーシップパッケージに基づいて、賃金引上げに向けた環境整備、「買ったたき」等が疑われる事案に係る通報制度の周知等を行った。
- 学生を対象とした労働法令セミナーを実施した。
(上半期1回実施)



岩手労働局



下期への対応

- 引き続き、特定労働分野を含め、中小企業のおかれた状況に配慮しつつ、基本的な労働条件確保及び安全衛生対策に係る監督指導を実施するほか、労災かくし事案については、司法処分も含め厳正に対処する。
- 中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、パートナーシップパッケージに基づいて確実な取組を行うとともに、11月のしわ寄せ防止キャンペーン月間には、記者発表、局HPへの記載等のほか、労使団体等の関係団体、関係行政機関に対して周知についての協力依頼を行う。
- 大学生・高校生等を対象とした労働法令セミナーを実施するとともに「労働条件相談ほっとライン」、「確かめよう労働条件」等を周知する。

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 11~14

● 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

災害防止計画期間中の労働災害による休業4日以上之死傷者数

	第13次労働災害防止計画					第14次労働災害防止計画				
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
死傷者数	934 (1,351)	915 (1,377)	893 (1,358)	1,011 (1,530)	1,279 (2,734)	1,218				
うち、新 型コロナ	0 (0)	0 (0)	0 (12)	19 (52)	221 (1,219)	246				
死亡	13 (16)	6 (8)	8 (16)	13 (23)	16 (21)	7				

※上段：各年9月末の速報値
下段：年間確定値

8つの重点対策

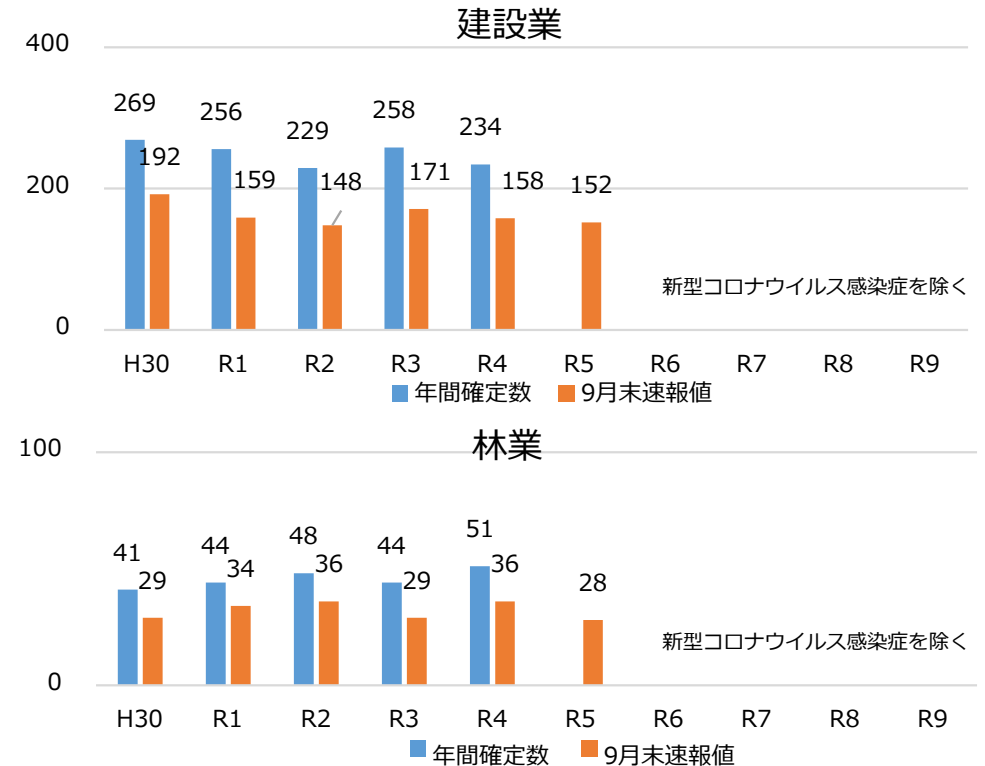
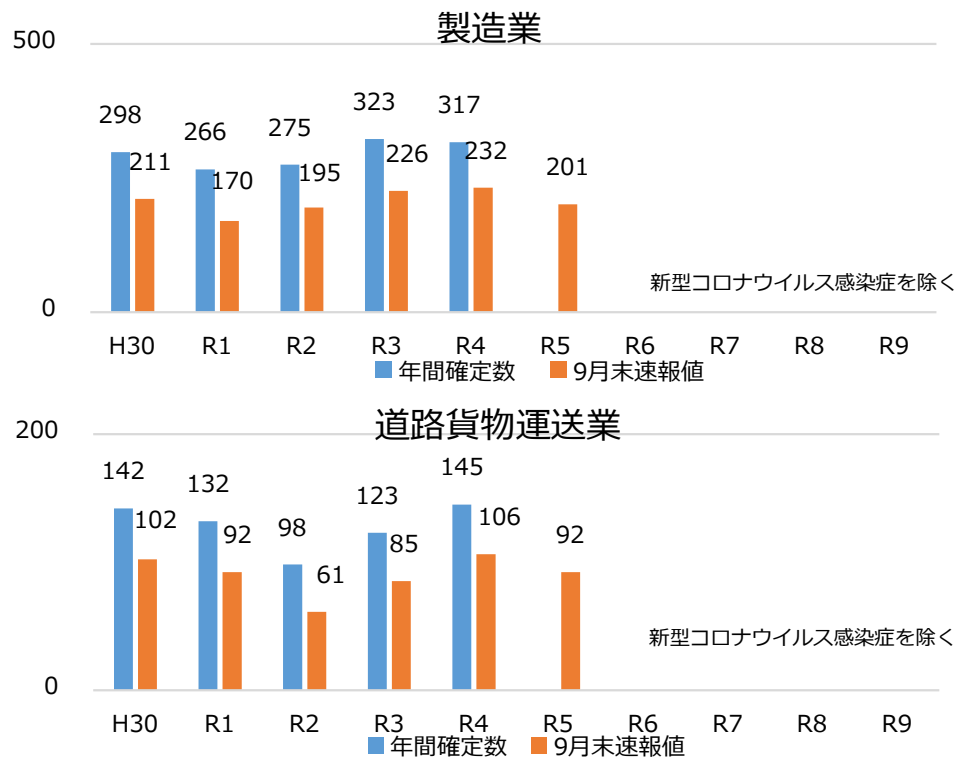
①	自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進	⑤	個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
②	労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	⑥	業種別の労働災害防止対策の推進 陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
③	高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	⑦	労働者の健康確保対策の推進 メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
④	多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	⑧	化学物質等による健康障害防止対策の推進 化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 11~14

業種別の対策



アウトプット指標

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主を含む。)の割合を45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする。
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする。
- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%以上とする。

アウトカム指標

- 陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上減少させる。
- 建設業における死亡者数を15%以上減少させる。
- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる。
- 林業の死亡者数を15%以上減少させる。

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 11~14

岩手労働局
第14次労働災害防止計画

計画の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日

第3の重点対策

- 1 作業時に安全衛生対策を怠りやすい作業の改善
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進
- 6 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 労働災害による健康被害防止対策の推進

各施策の推進の進捗状況についてはホームページに掲載しています
(http://www.rkyo.labour.go.jp/kyosei/saoh/saoh14/index.html)

従業員のための安全アクション
SAFE コンソーシアムポータルサイト

SAFEとは？ コンソーシアム シンポジウム アワード 転倒予防川柳 動画

11月17日
第14回
SAFEアワード
応募受付中

転倒予防川柳
応募受付は終了しました。
結果発表：10月10日頃予定

コンソーシアムについて
知りたい・加盟したい方へ



林業労働災害防止
特別プロジェクト

上期における実施状況

- 第14次防の初年度であることから、独自のリーフレットを作成し、県内198機関・団体に対し取組を要請。
- 死亡災害の減少がみられない林業について、行政機関災害防止団体、事業者団体と連携して「林業労働災害防止特別プロジェクト」を実施。
- 上記プロジェクトの一環として、国、県、災害防止団体などと合同で林業現場に対しパトロールを実施。岩手日報、読売新聞など4報道機関が取材し報道された。
- 昨年度から展開しているSAFEコンソーシアムの一環として、小売業と社会福祉施設についてそれぞれ協議会を開催。
- 労働災害における高年齢労働者が占める割合が高まっていることから、局幹部が出席する各種会合の場において、エイジフレンドリー補助金を活用した労働災害防止について要請した。

林業労働災害防止
合同パトロール



林業労働災害防止
特別プロジェクト
メッセージ

林業労働災害防止特別プロジェクトは、林業労働災害の削減を目的として、岩手労働局、岩手県、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部が連携して実施しています。このプロジェクトは、7月1日から12月31日までを特別プロジェクト期間として労働災害防止の取組を推進します。

若手県民の林業における労働災害による死者数は、過去5年間に4回、全国ワースト3に入っています。令和2年からは3年連続で3人以上死亡しています。この状況を打破するため、特別プロジェクト期間中は、労働災害防止の取組を強化します。

特別プロジェクト期間中は、労働災害防止の取組を強化します。労働災害防止の取組を強化します。労働災害防止の取組を強化します。

下期への対応

- 第14次防の進捗状況（アウトプット指標）を把握するための点検を実施する。
- 年末年始無災害運動を通じた冬季特有災害防止対策を推進するため、リーフレットを作成し関係機関・団体に配布するとともに、協力を要請する。
- 年末年始無災害運動の一環として、建設業局長パトロールの実施する。実施に当たっては事前にプレスリリースを行い、報道を要請し、年末年始無災害の機運醸成を図る。

1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 14

(4) 労災給付の適正・迅速な処理

○過労死等事案に係る迅速かつ公正な労災認定

上期における実施状況

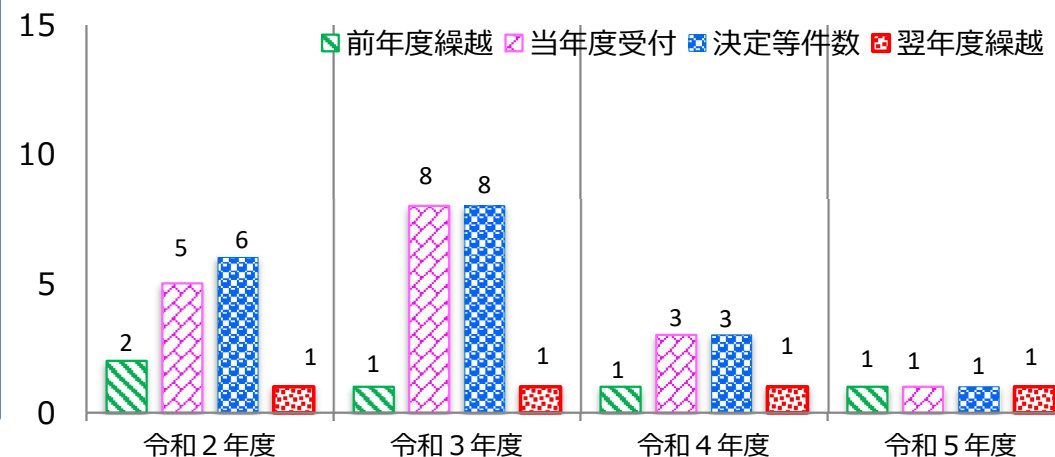
- 監督署における効率的な調査計画の策定及び管理者による的確な進行管理の徹底並びに労働局からの具体的な指示・助言のほか、過労死等事案などに係る労災請求が増加した監督署に対して、労働局が支援に入り、局・署が連携して組織的な業務処理体制を構築の上認定業務を行った。
- 長時間労働を訴える事案については、労災担当部署と監督担当部署間で必要な情報の共有を図り、密接に連携して対応した。

下期への対応

- 精神障害事案は、パワハラ等の対人関係のトラブルを訴える事案や既往歴が認められる事案が増加しており、具体的な出来事等の事実認定に係る調査が難航するケースが多いことから、引き続き、監督署における効率的な調査計画の策定及び管理者による進行管理の徹底並びに労働局からの指示・助言のほか、労災請求が増加した監督署に対して労働局が支援に入るなど、局と署が一体となった組織的な業務処理体制の下、迅速かつ的確な認定業務を行う。
- 過重労働を訴える事案については、労働時間を把握するための客観的な資料がない場合もあり、長時間労働の事実認定に係る調査が難航するケースもあることから、引き続き、労災担当部署と監督担当部署間で必要な情報共有を図り、密接に連携して対応する。

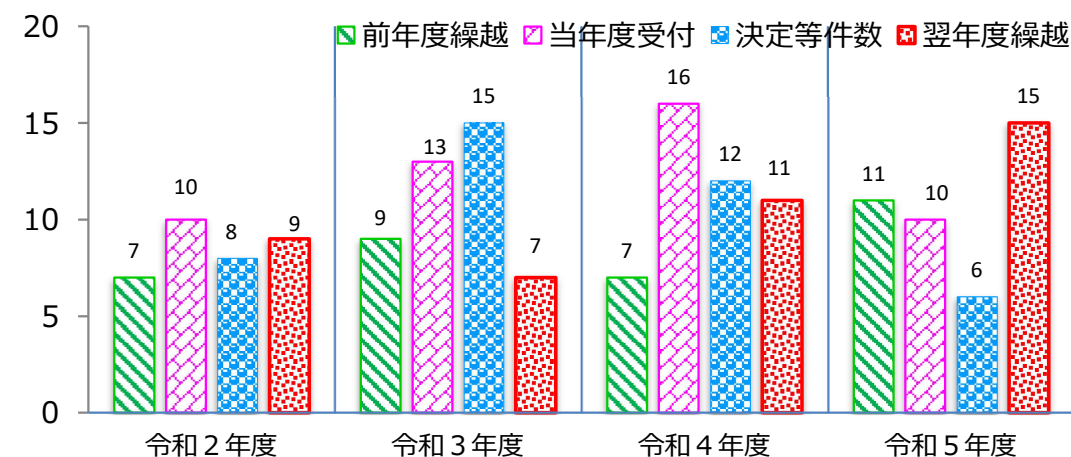
脳・心臓疾患

(※ 令和5年度は9月末現在、翌年度繰越は翌月繰越)



精神障害

(※ 令和5年度は9月末現在、翌年度繰越は翌月繰越)



1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 15

(5) 総合的なハラスメント対策の推進

●男女雇用機会均等法に関する相談状況

内 容	令和5年度 (件数)	令和4年度 (件数)
セクシュアルハラスメント	75	83
妊娠・出産等ハラスメント	34	17
合 計	109	100

●育児・介護休業法に関する相談状況

内 容	令和5年度 (件数)	令和4年度 (件数)
育児ハラスメント	17	14
介護ハラスメント	12	5
合 計	29	19

●労働施策総合推進法に関する相談状況

内 容	令和5年度 (件数)	令和4年度 (件数)
パワハラ防止措置	450	273
相談不利益	7	11
その他	15	27
合 計	472	311

労働施策総合推進法に基づく
「パワーハラスメント防止措置」が
全ての事業主に義務化されました！

令和2年6月に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置が令和4年4月1日から義務化された
ことにより、全ての事業主に義務化されています。

上期における実施状況

○労働局及び各監督署に設置している「総合労働相談コーナー」に寄せられた各種ハラスメントに関する相談に対し
助言・指導や事業所訪問においてハラスメント防止措置を
するよう指導を行った。

下期への対応

- 職場におけるハラスメント防止に関する周知・広報を
積極的に実施する。
- 職場におけるハラスメント撲滅の機運醸成を目的として、
12月の「職場のハラスメント撲滅月間」において集中的
な周知啓発を行う。
- 引き続きハラスメント防止措置に関する違反企業を把
握した場合には、適切な是正指導を行う。

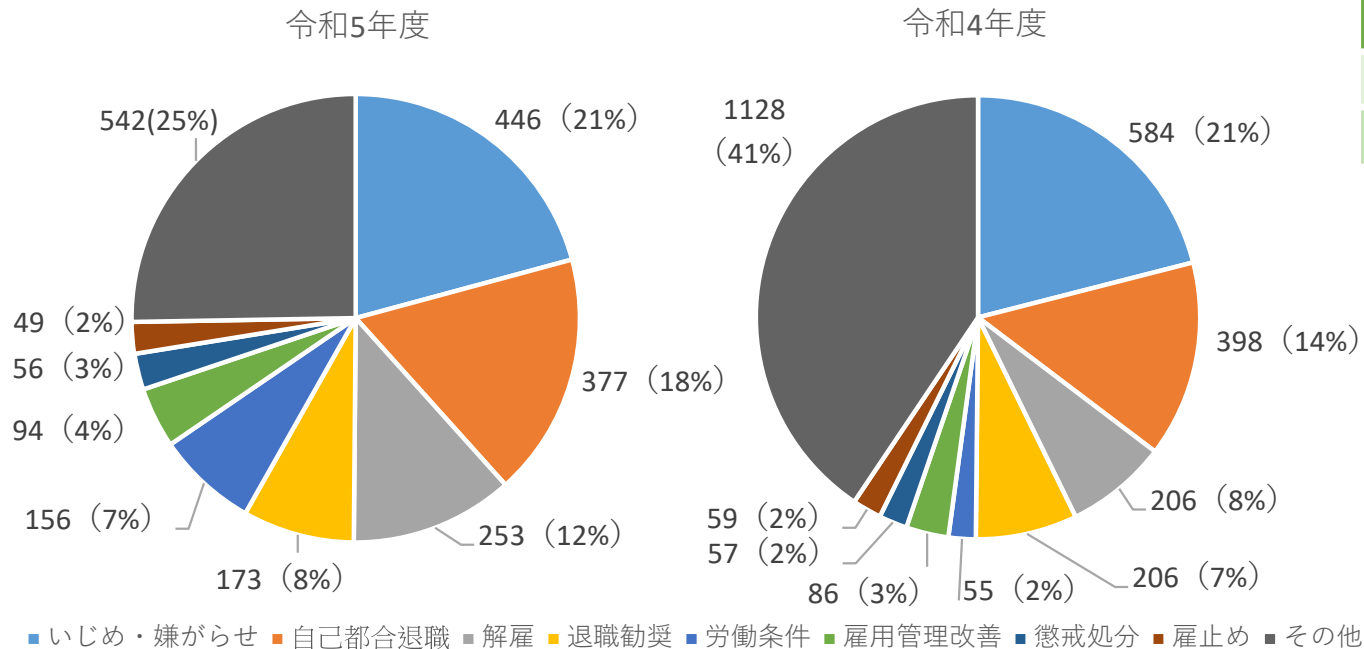
1 誰もが働きやすい職場づくり

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 15

（６）総合労働相談に対する適切な対応

●個別労働関係紛争に関する相談内容の傾向



●助言・指導及びあっせん状況

内 容	令和5年度 (件数)	令和4年度 (件数)
助言・指導	43	26
あっせん	18	17

[illegible]

上期における実施状況

○労働者からの相談に対し、助言・指導やあっせん等を活用し、紛争解決を行った。

○労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を開催し、関係機関との連携について確認した。

下期への対応

○引き続き、さまざまな労働相談に対し丁寧な対応を行い、紛争解決援助制度を活用して早期の解決を図っていく。

○合同労働相談会の開催など関係機関との連携を図っていく。

2 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進

1 ハローワークの支援の充実

P 16～17

(1) デジタル化の推進

利用者の利便性を向上し、ハローワークの支援により就職促進を図るため、求職者マイページの開設促進やオンライン職業相談などオンラインサービスの活用を進めている。

(2) 人手不足分野の人材確保

人材不足分野の職業別就職件数・有効求人倍率

令和5年度	就職件数							有効求人倍率
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	
総計	499	471	448	397	348	372	2,535	2.43
医療関係	61	62	59	50	46	59	337	1.82
介護関係	199	183	168	152	135	121	958	2.22
保育関係	27	38	25	30	23	20	163	1.28
建設分野	58	79	80	49	60	60	386	3.35
警備分野	52	39	32	41	28	37	229	6.15
運輸分野	102	70	84	75	56	75	462	1.79

げんばの声 1 「警備員」編

どんな仕事にも役割がありますが、「警備員」は多くの人の「生命」「財産」を守っています。年齢を問わず採用率の高い「警備員」ですが、仕事が「きつい」とのイメージから「私には無理」と思われている方が多いのではないのでしょうか。現役警備員の方の最新のイメージも一睹です。それでも興味し続ける理由はなんなのでしょうか？

①「入社前の警備員のイメージ」
きつい。
②「警備員をやったこと、楽しかったこと」
警備員を想像しているが、覚えることがたくさんあるのに驚いた。一歩懸命にやっている、同僚の方から重宝？され、仲良くなった。
③「警備員のアピールポイント」
職業上、褒められる機会が多いので、なんだか嬉しいな。

①特になかったが、高齢者が多いイメージ。
②アルバイトではなく社員として就職したかった。入社後、3ヶ月間で社員になった。
③頑張れば評価されやすいと思う。仕事はそんなに難しくない。賃金を得るとできる仕事で嬉しい。

①立ちっぱなしできつい。
②働き過ぎでつらい部分があるが、丁寧に仕事をすればノルマなどに追われることがないため、抱いていたイメージより精神的に楽。
③大きなイベントなどで警備していると充実感がある。人に感謝される機会があるのが嬉しい。

①夏の暑い中で立って大変。
②精神的に負担が少ない。正直、楽しかったことは少ないが、たいてい人と知り合いになった。
③人と知り合いになる機会が実は結構多い。これがプラスでありマイナス面かなと思う。

①年配者が多い。警備に詳しく、良いイメージはあまりなかった。
②仕事が単純なわけではない。リーダークラスになると「仕事してる」という実感がより湧いてきた。
③中途採用者や未経験者がほとんどなので、そのデメリットは少ない業界だと思う。得意度が発揮されればなおまし。

①立っているだけで疲れる。
②前線に比べると身体に対する負担が軽い。
③仕事はそんなに難しくなくと思う。ただ集中力は必要。

【掲載窓口】 ハローワーク福岡 人材確保対策コーナー（5階窓口） ☎019-624-8902（元主本文書）

上期における実施状況

- 求職者のオンライン利用率は27.4%（9月末現在、前年同月23.6%）
- 人手不足分野は、人材の不足が深刻化していることから積極的に就職面接会を開催してマッチング支援を実施した。（27回開催、企業111社参加、求職者444名参加）

下期への対応

- 引き続き求職者マイページの開設促進を進める。
- 県内ハローワークが、関係団体と連携して「介護就職デイ」と称した就職面接会を開催する。人材不足分野に興味はあるが無資格・未経験の者には、積極的に関連する職業訓練へ誘導する。充足しない原因・問題点を分析し、マッチングに向けた方向性を示す。

2 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進

1 ハローワークの支援の充実

P 16～17

(3) 地域のニーズに対応した職業訓練の実施、活用促進

地域職業能力開発促進協議会を開催し、訓練実施施設・訓練修了者・採用企業に訓練効果についてヒアリングを行った結果を検証するなど、地域のニーズに対応した訓練内容となるよう改善を行うとともに、求職者へ職業訓練の受講を積極的に促し、身につけた技能・知識を活かした再就職の支援を行っている。

(4) 自治体との連携による雇用対策の推進

雇用対策協定は、地域の様々な課題に対応するため、各自治体(岩手県、北上市、久慈市、一関市及び平泉町)と締結し、労働局と自治体がそれぞれの強みを活かし、連携して地域の実情に応じた雇用対策を実施している。また、地域一体的実施事業は、一般型を岩手県(H24.3)と生保型を盛岡市(H25.9)と協定を締結し、各機関と連携し運営している。

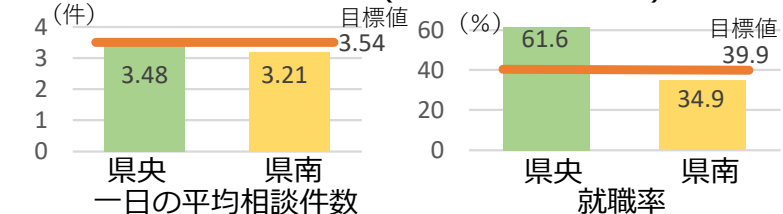
公的職業訓練における受講者数の状況

	令和4年度 (4月～9月)	令和5年度 (4月～9月)	対前年 同期比
公共職業訓練	958人	867人	▲9.5%
求職者支援訓練	174人	215人	+23.6%
合 計	1,132人	1,082人	▲4.4%

一体的実施事業とは…

希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施する事業で、一般型は岩手県【県央(盛岡市)・県南(奥州市)】と、生保型は盛岡市と協定し施設を設置している。

一体的実施施設実施状況(一般型：R5.4～9)



上期における実施状況

○求職者支援訓練受講者は215人(対前年同月比23.6%増加)、公共職業訓練受講者数は867人(対前年同月比9.5%減少)となった。

○雇用対策協定及び一体的実施事業とも、全機関とも協議会を開催し、事業計画を協議し目標値を設定した。

下期への対応

○協議会を開催する他、受講者数を増加させるため、工夫を凝らしながら、引続きハローワークでの周知、SNSの発信の他、テレビCMの放映などによる周知活動を行う。

○雇用対策協定を締結している地域については、各地域の実施状況を進捗管理するとともに、地域の実情に応じた新たな地域協定を締結できるよう働きかける。

2 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進

2 円滑な労働移動等の推進

P 17

(1) 雇用維持及び在籍出向の取組の支援

事業主アンケートの結果、産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）が在籍型出向の活用につながったとの回答が8割以上を占めるなど、制度活用により雇用維持が図られている。（当該コースは、令和5年10月で終了。）

(2) 賃金上昇を伴う労働移動の推進等

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）、人材開発支援助成金等について、事業所の訪問や面接会等あらゆる機会を捉えてリーフレット等を活用し積極的に活用勧奨を図った。

【参考】産業雇用安定助成金利用事業所に対するアンケート調査の実施結果

○産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）は、在籍型出向の活用につながったか。

助成金があったから、在籍型出向を活用した	50%
助成金があったことが、在籍型出向を活用する理由の一つになった	34%
助成金がなくても、在籍型出向を活用していた	16%

※令和4年4月1日から令和5年3月31日までに岩手労働局にて出向実施計画届を受理した事業所22社を対象に実施。

上期における実施状況

- 助成金の活用促進に向け、制度の周知について、産業雇用安定センターと業務打合せを行うとともに、事業主に対しニーズを把握するためのアンケートを実施した。
- 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）6件3百万円、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）16件5百万円、人材開発支援助成金（人への投資促進コース、事業展開リスクリリング支援コース）計画数50件。人材開発助成金については、利用が見込まれる事業所をターゲットングするとともに、個別に活用勧奨する計画件数を設定し、活用勧奨を行った結果、年間目標38件を上半期で達成している。

下期への対応

- アンケート結果に基づき、ニーズを踏まえた上で、個別の事業主に対して、産業雇用安定センターによるマッチング支援の説明や、産業雇用安定センターとの同行訪問を提案するなどして、産業雇用安定助成金（スルキアップ支援コース）について周知を進める。
- 多方面から得られた情報を基にターゲットングを行い効果的な活用勧奨を図るとともに、活用勧奨件数を月ごとに管理し、積極的な活用勧奨を進める。

3 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

P 17

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

●女性活躍推進法の施行状況

■一般事業主行動計画届出状況

企業規模	届出数
101人以上（義務）	453社（届出率100%）
100人以下（努力義務）	208社

■認定状況【えるぼし】

企業規模	認定数（累計）
101人以上	1社（21社）
100人以下	1社（8社）

■認定状況【プラチナえるぼし】

企業規模	認定数（累計）
101人以下	0社（1社）

●男女雇用機会均等法に基づく行政指導状況

内 容	回数
セクシュアルハラスメント	4
マタニティーハラスメント	1
その他	2
合 計	7
内 容	回数
ポジティブ・アクション助言	20



(3) ハローワークのマザーズコーナー等による子育て中の女性等に対する就職支援

●LINEを活用しての情報発信



上期における実施状況

- 一般事業主行動計画届出について、常用労働者101人以上の事業所に対し個別の働きかけを行い、本年度においては届出率100%を達成している。
- 男女の賃金差異の公表について、常用労働者301人以上の事業所に対し個別の働きかけを行い、本年度においては公表率100%を達成している。
- 県内ハローワークのマザーズコーナーにおいてLINEを活用した情報発信を積極的に実施した。

下期への対応

- 引き続き男女雇用機会均等法に関する違反企業を把握した場合には、適切な是正指導を行う。
- 引き続き「えるぼし・プラチナえるぼし」認定の取得促進のため周知に努める。
- 多様な働き方の相談に対応するため、オンライン相談を積極的に周知して希望へ対応する。

3 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

P 18

(2) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

●次世代育成支援対策推進法の施行状況

■一般事業主行動計画届出状況

企 業 規 模	届出数
101人以上（義務）	453社（届出率100%）
100人以下（努力義務）	705社

■認定状況【くるみん】

企 業 規 模	認定数(累計)
101人以上	2社（32社）
100人以下	3社（19社）

■【プラチナくるみん】

企 業 規 模	認定数（累計）
101人以上	0社（3社）



●育児・介護休業法に基づく行政指導状況

■育児関係

内 容	回数
育児休業	23
雇用環境整備	16
子の看護休暇	14
休業期間等の通知	6
その他	7
合 計	66

■介護関係

内 容	回数
介護休業	19
介護休暇	15
勤務時間短縮等措置	6
その他	3
合 計	43

■両立支援等助成金 申請状況

	令和5年 9月末		令和4年 9月末		(参考) 令和4年度計	
	申請 受理 件数	支給 決定 件数	申請 受理 件数	支給 決定 件数	申請 受理 件数	支給 決定 件数
出生時両立 支援コース	16	14	36	33	50	48
育児休業等 支援コース	63	50	57	41	112	97
育児休業等 支援コース (新型コロナウイルス 感染症対応 特例)	7	7	-	-	-	-
介護離職防止 支援コース	21	11	5	4	17	12
不妊治療両立 支援コース	1	1	2	2	3	2

上期における実施状況

- 令和5年4月から育児休業等取得状況の公表が義務化された常用労働者1,001人以上の事業所に対し個別の働きかけを行い、本年度においては届出率100%を達成している。
- 「産後パパ育休」などの男性の育児に資する制度について、各種団体が行うセミナー等を活用し周知を図った。
- 小学校休業等対応助成金の申請状況（累計、確定値）
 - ・申請件数：6,062件 支給決定件数：6,062件（東北第1位）

下期への対応

- 引き続き育児・介護休業法に関する違反企業を把握した場合には、適切な是正指導を行う。
- 引き続き「くるみん・プラチナくるみん」認定の取得促進及び「トライくるみん」の周知に努める。
- 両立支援等助成金の適切な周知及び審査に努める。

3 多様な人材の活躍促進

2 若者、非正規雇用労働者等への支援

P 19～20

(1) 若者への就職支援

① 学校等との連携強化

就職支援ナビゲーターによる学校への出張相談

出張相談回数	学生相談人数
253回	482人

新卒応援ハローワーク実績
(令和5年9月末現在)

② ユースエール認定企業の広報活動



上期における実施状況

- 若年者地域連携事業によるセミナー等実施した。
- ユースエール認定企業（現在20社認定）について紹介冊子や若者雇用促進総合サイトにてPR（一部動画有り）
- 新規認定 実績3件（前年度上期 新規認定なし）
- わかもの支援コーナーでは、フリーター層を含む若年者に対し、35歳未満向けセミナー、担当制相談、オンライン相談等の支援を実施した。

③ フリーター支援

新規求職者数	就職者数
2,397人	579人

(令和5年9月末現在)

④ 若年無業者への支援

◇サポステの取扱実績 (令和5年9月末時点)

	実績
新規登録者数	136人
総利用者数	5,182人
相談件数	2,327件
就職者数 (※)	91人

(※) 雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへ移行者を含む

下期への対応

- ユースエール認定企業の新規認定のため、学校等へ周知を実施する（最新版の冊子の作成）。
- 主に高校生内定者に向けて、職場環境に馴染むためのセミナーを開催する。
- 学校と連携した未内定者支援を実施する。
- 無業者のサポステへの誘導・利用の周知を行う。

3 多様な人材の活躍促進

2 若者、非正規雇用労働者等への支援

P 19～20

(2) 就職氷河期世代の活躍支援

プラットフォーム
構成機関
国・県・労使団
体・支援団体 等
→ 各取組を実施

参画

いわて就職氷河期世
代活躍支援プラット
フォーム会議
目標設定・連携
(労働局が事務局)

共有

就職氷河期世代の新規求職者件数・正社員件数

令和5年度	就職件数						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
新規求職者件数	672	515	522	512	536	588	3,345
正社員就職件数	124	125	121	114	116	131	731

【主催】盛岡市・盛岡公共職業安定所 【協力】もりおか就職氷河期世代サポートデスク

無資格・未経験・就職氷河期世代の方の
正社員採用・登用に積極的な事業所に出会える！

好評につき
第2回！！

参加事業所約20社 / 就職氷河期・ミドル世代歓迎 /

合同企業説明会
相談会

「あ、この仕事もいいかも」
をぜひ見つけてください！

2023年
7/28(金) 先着80名

盛岡市総合福祉センター 4階
(若手県盛岡市若園町2番2号)
13:30～15:40
(受付開始13:00)

説明会のみの参加もOK

対象 **どなたでもご参加いただけます！**
特に35～55歳前後の方の参加を歓迎!!

内容 ▶13:30～事業所説明(約60分) ▶14:40～相談会

予約方法 参加申込書をハローワーク盛岡相談窓口へ、
電話、WEBからも申込可能です。

※雇用保険受給資格者は求職活動の対象となります。
(参加証明書を交付します)

〇 お問合せ・お申込み先 〇
平020-0885 若手県盛岡市若園町7番26号 盛岡公共職業安定所 職業紹介第一部門
就職氷河期世代専門窓口
人材確保対策コーナー(5番窓口) ☎:019-624-8902

参加申込書 [R5.7.28 盛岡市合同企業説明会&相談会]

お名前: 生年月日: 年 月 日
求職番号: 電話番号: WEB申込はこちら

上期における実施状況

- 県内労使団体や関係機関で構成した「いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議」を開催して支援の情報共有を図った。(令和5年7月6日開催)
- 就職氷河期世代専門窓口を設置しているハローワーク盛岡において、就職氷河期世代求職者を対象とした就職面接会を積極的に開催した。
(開催回数3回、参加事業所59社、394名参加)

下期への対応

- 就職氷河期世代求職者採用に積極的な企業を把握して就職面接会等の各種イベントを関係機関と連携して開催する。
- 就職氷河期世代専門窓口を設置しているハローワーク盛岡が中心となって就職氷河期世代を対象とした「限定・歓迎求人」を確保し、商工団体への要請を行っていく。

3 多様な人材の活躍促進

2 若者、非正規雇用労働者等への支援

P 19~20

(3) 地方自治体と連携した生活困窮者等に対する就労支援

- 常設窓口の設置（ワンストップ型支援として盛岡市役所内に設置）
- 各福祉事務所等への巡回相談の実施
- 「出張ハローワーク！ひとり親全力キャンペーン」の実施（地方自治体の施設内に臨時窓口を設置）

(5) 改正職業安定法の施行及び人材ビジネス事業者への指導監督の徹底

- 改正職業安定法の周知及び指導監督の実施を通じた適正な運営の確保
・指導監督の実施時や労働局ホームページの活用等により事業者へ周知を行い、適正な運営を依頼した。
- 労働者派遣法、職業安定法等の適正な運営の確保のための指導監督の実施
・年間指導監督計画に基づき事業者に対する指導監督を実施した。

求人企業の皆さまへ

2024年（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

募集時などに明示すべき労働条件が追加されます！

2024年4月から、労働者の募集や雇入れ前事務等への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加されます。【労働条件明示に関する取組の徹底と周知の徹底】

追加される明示事項

求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

① 従事すべき業務の変更の範囲※
② 就業場所の変更の範囲※
③ 有期労働契約を更新する場合の基準※

※「変更の範囲」とは、働き方などにより、将来の就業形態など今後の見込みを意味し、継続する労働契約の更新における変更の範囲のこととされています。

最低限明示しなければならない労働条件

就業に必要な事項	就業条件
業務内容	【雇入れ範囲】 一般事務 【変更の範囲】 ※※※※※
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 【契約の更新】 ※※※※※ 【更新の条件】 ※※※※※ 【更新の範囲】 ※※※※※
就業場所	【雇入れ範囲】 盛岡市役所 【変更の範囲】 ※※※※※
就業時間	9:30～10:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土曜、日曜（年末年始を除く）
所定外労働	あり（月平均20時間） 【所定外労働の算定】 ※※※※※ 【所定外労働の算定】 ※※※※※
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 【賃金の算定】 ※※※※※ 【賃金の算定】 ※※※※※
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
労働時間・休暇	労働時間 月平均20時間 【労働時間の算定】 ※※※※※ 【労働時間の算定】 ※※※※※

※ 就業条件明示の徹底に関する周知を徹底する場合は、掲載した点を示すなど、記載した事項の周知に努める必要があります。

11050620 第02

上期における実施状況

- 支援対象者524人に対し、就職実績333人
（就職率63.5%、9月末現在）
- 年間指導監督計画に基づく文書指導率111.5%

下期への対応

- 就労支援メニュー「職場体験講習」を実施する。
（令和5年度実施計画数10件、うち9月末まで実施件数2件）
- 改正職業安定法については、事業主説明会を開催し、周知する。また、引き続き、年間指導監督計画に基づき事業者に対する指導監督を実施する。

3 多様な人材の活躍促進

2 若者、非正規雇用労働者等への支援

P 20

(4) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

① 非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間

- 本年3月15日から5月31日までを取組強化期間として、「同一労働同一賃金の徹底、賃上げへの支援」を労働局として力を入れていくことを表明し、経済4団体に要請文を手交。
- 働き方改革推進支援センターとともに経済4団体を訪問し、同一労働同一賃金に関するセンターの利用勧奨や賃上げ支援策に係るリーフレット等周知への協力を依頼。

② 法の着実な履行確保

- 監督署からの情報提供を中心に、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収を実施し、正規・非正規との間の不合理な待遇差の是正等、法の履行確保を図る。
- 労働者派遣法に基づき、派遣労働者の待遇に直接かわる派遣元事業主から提出された労使協定書を全数点検した。

●パートタイム・有期雇用労働法に基づく行政指導状況

内 容	助言件数
事業主等に対する援助	87
措置内容説明	43
不合理禁止	22
文書交付	22
その他	56
合 計	230

厚生労働省 岩手労働局 委託事業（実施機関 / 株式会社タスクール Plus）
岩手働き方改革推進支援センター
 今年こそ！ **働き方改革** を実現
 私たちと一緒に

賃金引上げ
したいがどうすれば？

就業規則を
見直したい

助成金を利用
できるの？

相談
無料

同一労働
同一賃金
よくわからない

パワハラ
防止法への対応が
わからない

ウチの会社はどうしようか…。そうだ！専門家に相談しよう！

個別企業訪問相談
（訪問先が限られるため、事前予約が必要です）

電話・来所相談
（受付時間：平日 9:00～17:00）

セミナー開催・相談実施
（毎月第2、4土曜日の10:00～16:00）

オンライン相談
（メール・Webチャット）

中小企業・個人事業主のための 無料相談窓口
岩手働き方改革推進支援センター
 0120-664-643
 E-mail: iwate@task-work.com
 ホームページ: iwate@task-work.com

スマホから
その場で
相談に
ご参加

岩手働き方改革推進支援センター 〒990-0078 岩手県盛岡市南町4番5号 九井ビルディング3階

上期における実施状況

- 処遇改善に向けて取り組む事業主に対し、岩手働き方改革推進支援センターによる相談の受付、オンラインセミナーの開催、事業場訪問によるコンサルティングの実施など幅広い支援を実施。
- 非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金の利用を勧奨。
- 派遣元事業主提出の労使協定書を全数点検 72件

下期への対応

- 引き続きパート・有期法に関する違反企業を把握した場合には、適切な是正指導を行うとともに、労働者派遣法による労使協定書の点検結果に基づき事業主指導を実施する。
- 岩手働き方改革推進支援センター事業については、セミナーの実施や業種別団体や事業場訪問に対する継続的な支援及び事業主からの相談へのフォローアップなど引き続ききめ細やかな支援による活動を展開する。

3 多様な人材の活躍促進

3 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

P 20~22

(1) 高齢者の就労・社会参加の促進

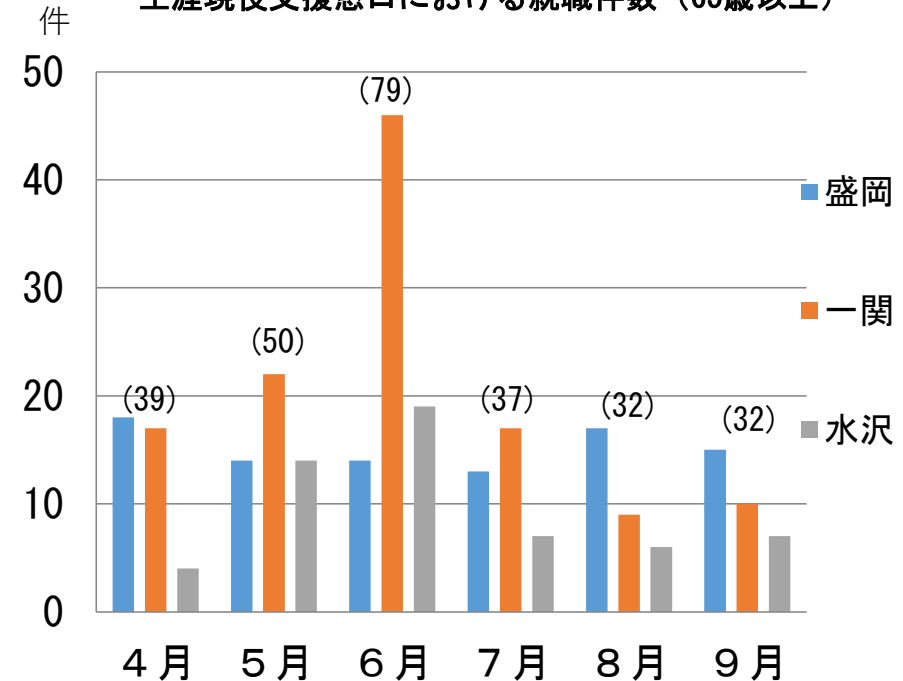
ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備

- ・ 70歳までの就業機会を確保するために就業規則を改正する場合、「65歳超雇用推進助成金」の活用について窓口等で周知した。

イ ハローワークの生涯現役支援窓口などでのマッチング支援

- ・ 高齢の求職者に対して、生涯現役支援窓口の利用登録を勧奨し、登録者に対して積極的に求人情報を提供してマッチング支援を行った。
- ・ 生涯現役支援窓口が主体となって、高年齢求職者向け（概ね60歳以上）の就職支援セミナーを定期的に開催した。

生涯現役支援窓口における就職件数（65歳以上）



※（ ）は盛岡、一関、水沢の合計

上期における実施状況

- 生涯現役支援窓口（盛岡、一関、水沢）におけるマッチング支援・・・65歳以上の就職件数269件
- 多様な就業ニーズに応えるため、「高年齢者求職者向け就職支援セミナー」の開催・・・10回開催、99名参加（うち65歳以上は27名参加）

下期への対応

- 生涯現役支援窓口（盛岡、一関、水沢）において引き続き重点的なマッチング支援を行う。
- 事業主向けの「高年齢者就業支援月間」支援セミナー（岩手労働局、高障求機構岩手支部主催）で、岩手県の高年齢者雇用状況について説明するとともに、70歳までの就業機会確保を推進する。

3 多様な人材の活躍促進

3 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

P 20~22

(2) 障害者の就労促進

ア 障害者雇用未達成企業等への障害者の雇い入れ支援

令和6年4月からの法定雇用率引上げについて、継続的に周知を行っている。

新たに障害者雇用ゼロ企業13社を選定し、集中的に雇入れ支援を行った。

未達成企業一覧を作成し、雇用率達成指導を行った。

法定雇用率未達成の市町村等13機関に対し、雇用率達成に向けた訪問指導等を行った。

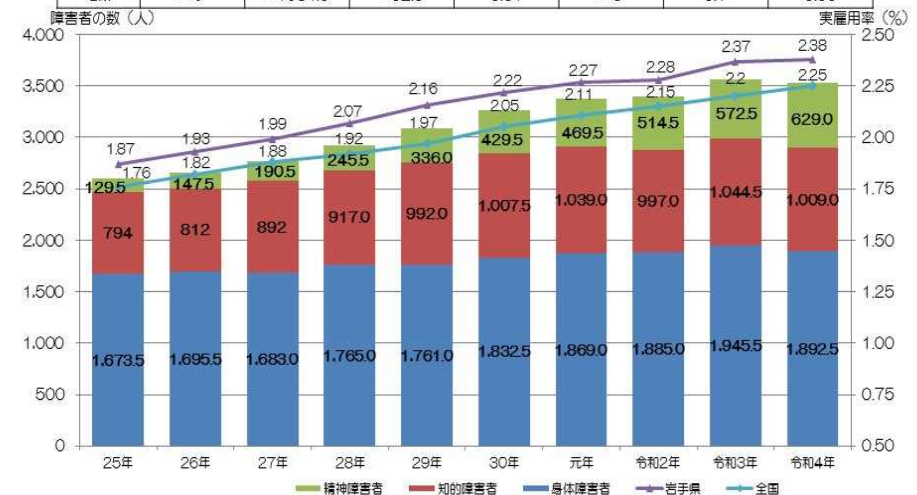
イ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

「精神障害者雇用トータルサポーター」「発達障害者雇用トータルサポーター」「難病患者就職サポーター」を中心に、出張相談等きめ細かな支援を行った。

岩手県における障害者雇用状況の集計結果（令和4年6月1日現在）

○民間企業の実雇用率は2.38%、障害者雇用者数は3530.5人、実雇用率は過去最高を更新。

	報告対象 企業数	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
4年度	1,060	148,573.5	3,530.5	2.38	624	58.9	2.25
3年度	1,066	150,558.0	3,562.5	2.37	627	58.8	2.20
増減	▲6	▲1984.5	▲32.0	0.01	▲3	0.1	0.05



上期における実施状況

- 関係機関とのチーム支援を実施した。(102件)
- 公務部門においては、法定雇用率未達成の13機関のうち9月末現在で8機関達成した。
- 各サポーターの支援終了者81人のうち、9月末までに61人就職した。

下期への対応

- 障害者ゼロ企業に訪問指導を行い、チーム支援について説明し、解消に向け積極的に支援する。
- 公務部門未達成5機関に加え、今年度の報告により把握した2機関に対し、早期達成に向けた訪問指導等を実施する。
- 各サポーターの支援内容を周知する。

3 多様な人材の活躍促進

3 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

P 20~22

(3) 外国人労働者に対する支援

ア 外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保、改善の取り組み促進

- ・ ハローワーク職員により外国人雇用事業所訪問し雇用管理改善の助言のほか、外国人雇用状況届の確実な提出を指導した。
- ・ 人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の活用について周知した。

イ 外国人労働者の労働条件の相談、支援体制の整備

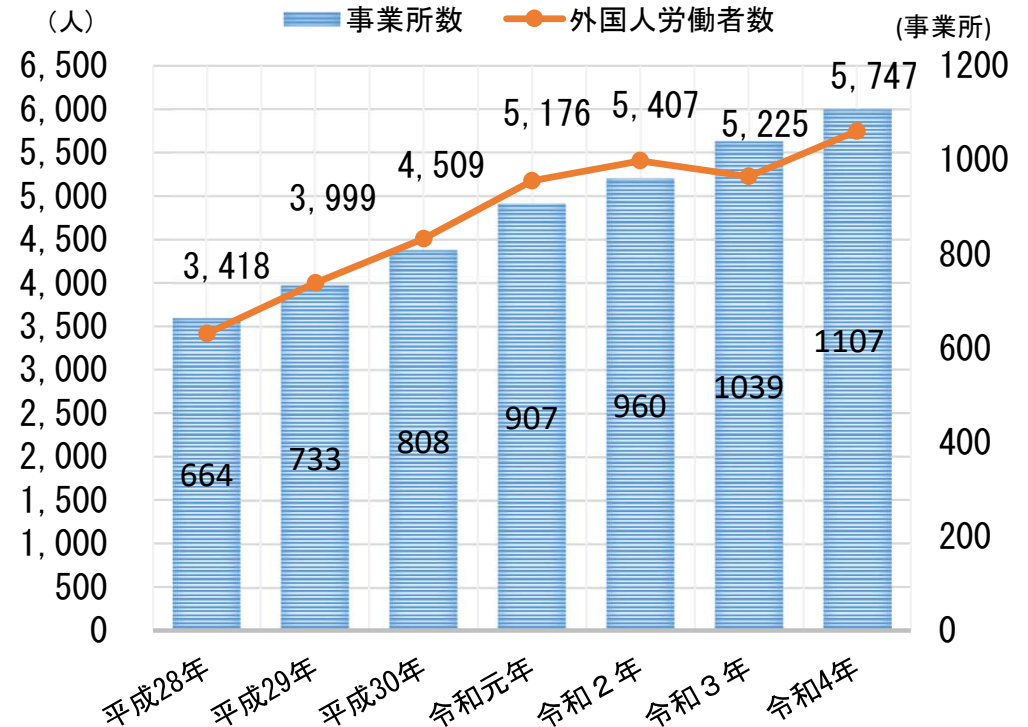
- ・ 「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」について周知した。
- ・ 「職場のあんぜんサイト」に掲載した安全衛生教育用視聴覚教材等の活用について周知した。

上期における実施状況

- ハローワーク職員による外国人雇用事業所訪問、雇用管理改善に関する指導 89事業所
- 外国人労働者問題啓発月間（6月）において、事業所・監理団体等に対して外国人雇用に関するルールの周知・啓発

外国人雇用事業所数および

外国人労働者数の推移



下期への対応

- ハローワーク職員による継続指導等のほか外国人雇用管理アドバイザー（委嘱）による外国人雇用事業所訪問、雇用管理改善に関する指導・援助を行う。
- 本年度初めて実施する「外国人雇用実態調査」の円滑な遂行のため、事業所への周知並びに問い合わせに対応する。

4 広報の取組みについて

○岩手労働局では、施策の発信力を強化するため、広報について様々な取組を行っています

S N S の活用

- ・ X (旧Twitter)
ハロートレーニング、ハローワーク盛岡菜園庁舎
- ・ LINE
ハローワークマザーズコーナー (盛岡・宮古・一関・水沢・北上)、ハローワーク花巻
ハローワーク盛岡人材確保、活躍支援チーム盛岡
- ・ Instagram
岩手労働局職業安定部

テレビ・ラジオ・新聞等の活用

- ・ ハローワークの利用案内、イベント情報等を紹介。(IBCラジオ、9～12月計32回放送予定)
- ・ ハロートレーニング、テレビCM (民放4局、11月 計60回放映予定)
- ・ 各マスコミへのイベント等の取材依頼 (合同企業説明会・相談会、林業現場の安全パトロール等)
- ・ 岩手県最低賃金について、県内全市町村へ広報誌掲載を依頼。
- ・ 労働局と岩手県が所掌する助成金制度をまとめた判りやすいリーフレットによる周知広報。

各監督署・安定所独自の取組

- ・ 転倒災害防止コンテスト(盛岡署)
- ・ 労働災害防止活動取組事例による職場における危険性や有害性の可視化(花巻署、釜石署、二戸署)
- ・ ハローワーク待合室モニターに訓練案内のスライドを表示 (盛岡、花巻、水沢、北上、大船渡、二戸)

※その他

- ・ 記者懇談会では、資料を前日配付することでより踏み込んだやり取りが行われている。
- ・ フォトレポートにより、最新の活動情報を発信している。
- ・ 最低賃金引上げに関する当局所掌の支援制度 (助成金制度等) の他、中小企業庁・よろず支援拠点等と連携した周知広報等を行う。

局HPフォトレポート

全国安全週間における林業現場の
安全パトロール (R5.7.5)



「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」署名 (R5.7.12)



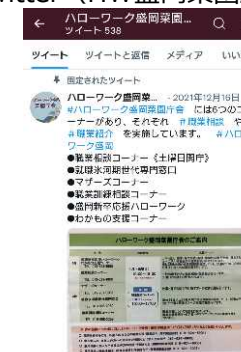
転倒災害防止コンテスト
(盛岡監督署)



LINE (マザーズコーナー)



Twitter (HW盛岡菜園庁舎)



Twitter (ハロトレ)

